

平成20年4月1日  
軽自動車検査協会

## 軽自動車検査情報の提供に関する新たな仕組みの創設について

昨年11月に改正施行された道路運送車両法に基づいて、登録自動車の登録情報が電子的に提供されることとなりました。これを受けて、当協会においても本年4月中を目途に、軽自動車の検査情報の電子的提供を開始することとしました。

つきましては、下記のとおり関係する規程類を定めましたので公表します。

### 記

1. 軽自動車検査情報提供業務取扱規程
2. 軽自動車検査情報提供業務取扱規程の解釈及び運用に関する達
3. 軽自動車検査情報の仕様書及び軽自動車検査情報提供業務に使用する軽自動車検査協会と情報提供機関の電子的情報提供の接続に係る仕様